

「地球温暖化対策実行計画Ⅱ」

～地球を守る飯南町チャレンジプランⅡ～

平成24年3月

飯 南 町

「地球温暖化対策実行計画Ⅱ」 ～地球を守る飯南町チャレンジプランⅡ～について

飯南町では、行政（町関連施設）を対象に事務及び事業活動における『省資源』・『省エネルギー』など環境に配慮した行動を推進するため、平成18年度に策定した「地球温暖化対策実行計画」を前期計画としこれまでに推進してきた地球温暖化対策を検証したうえで、新たに住民を巻き込んだ「地球温暖化対策実行計画Ⅱ」～地球を守る飯南町チャレンジプランⅡ～を策定し実行することとします。

第1章 総論

第1節 背景・趣旨

国においては、循環型社会の形成を目指して、「循環型社会推進基本法」や「国等における環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」の制定など、国等の公的機関における環境負荷の低減に資する各施策が推進されています。

また、地球温暖化対策の推進に関しては、先進国の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書が発効したことにより、平成17年4月に京都議定書目標達成計画が閣議決定され、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法」という。）の一部改正も行われました。

一方県では、平成23年3月に策定した「島根県地球温暖化対策実行計画」（以下、「実行計画」という。）の対策の実施状況や二酸化炭素排出量状況を踏まえ、本町においても、ゴミの減量化に向けた施策の推進や新エネルギービジョン（太陽光発電、バイオマスエネルギー等）・省エネルギービジョンの策定とその実行に取り組んでいるところですが、法第20条3の規定に基づき、「地球温暖化対策実行計画～地球を守る飯南町チャレンジプランⅡ～」を策定し、温室効果ガスの排出削減に取り組むこととします。

第2節 計画の性格

行政自らが、事業者・消費者として取り組む環境配慮のための実行計画であるとともに、新たに町内事業者、住民と共に進める計画で法第20条3に基づく飯南町内の温室効果ガスの排出抑制のための措置に関する計画（実行計画）です。

第3節 計画の期間等

（1）計画の期間

平成24年度～平成29年度

本計画は目標年度（平成29年度）における飯南町全体で温室効果ガスの削減率（平成17年度比23%以上削減）を目標にします。

（2）計画の基準年次

本計画の基準年度は、平成17年度とします。

第4節 計画の対象

(1) 計画の適用機関

対象機関（行政）は、赤名庁舎、頓原庁舎、来島基幹集落センター、さつき会館、保健福祉センター、来島保健センター、飯南病院、来島診療所、訪問看護、生涯学習センター、各小中学校、各保育所、町営バス、上下水道施設における事務事業並びに町内事業者、住民（一般家庭）とします。

(2) 計画の対象事務及び事業

対象は行政が自ら行う事務及び事業として、外部への委託等により実施する事務及び事業は対象としません。しかし、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が必要なエネルギー使用量の把握に努めるなど、受託者等に対して必要に応じて協力を要請するものとします。

また、町内事業者、住民が生産活動や生活上CO₂が排出される事業についても対象と致します。

(3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの総排出量の算定にあたっては、法第2条に定義する「二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、パーフルオロカーボン（PFC）」の6種類の温室効果ガスのうち、県が策定した改訂計画に基づき、二酸化炭素（CO₂）の排出量について算定を行います。

なお、他の5種類の物質については、把握が困難であり、発生源も少ないことから本計画の対象から除外するものとします。

第5節 行政の事務・事業に伴う資源・エネルギーの使用状況

平成17年度（基準年）の行政の資源及びエネルギーの使用状況は以下のとおりです。

項目	使用量	二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)
電気	2,404,652(kwh)	923,386
ガソリン	33,661(L)	79,396
軽油	47,228(L)	124,890
灯油	96,186(L)	243,197
LPG	58,381(m ³)	175,522
コピー用紙	1,375,258(枚)	—

平成21年度（前期目標前年）の行政の資源及びエネルギーの使用状況は以下のとおりです。

項目	使用量	二酸化炭素排出量(kg-CO ₂)
電気	2,005,866(kwh)	770,253
ガソリン	36,401(L)	85,287
軽油	40,344(L)	106,686
灯油	58,587(L)	148,131

L P G	4 3, 3 7 3 (m ³)	4 3, 3 7 3
コピー用紙	1, 2 4 1, 3 3 0 (枚)	—

平成17年の基準年の数値から20%の削減を行っている。

第2章 実行目標と取組

第1節 基本方針

本計画では、次に掲げる基本方針に従い、行政自らがおこなう事務及び事業並びに事業者、住民による新エネルギー導入に伴い環境負荷を低減させます。

1. 環境負荷の低減に配慮した事務及び事業の執行
2. 環境負荷の少ない財政やサービスの積極的な選択
3. 環境負荷の低減や周辺環境に配慮した庁舎の維持管理
4. 職員に対する研修及び情報提供の推進
5. 行政、事業者、住民による新エネルギーの導入

第2節 実行目標

本計画では、行政の実行目標を次のとおり設定し、その達成に向けた具体的取組を全所属で行うこととします。

(1) 資源・エネルギー等削減目標

重点項目	行動目標	平成29年度目標
1. 省資源の促進	(1) 再生紙の購入の促進	①コピー用紙は原則として低白色度（白色度70%以下）かつ配合率100%の再生紙とする。
		②外注する印刷物は原則として再生紙とする。
	(2) 用紙使用量の削減	③トイレットペーパーは、全て古紙配合率100%の製品を利用する。
		④コピー用紙の使用量を平成17年度比5%以上の削減を継続する。
2. 省エネルギーの促進	(3) 電気使用量の削減	⑤電気使用量を平成17年度比10%以上の削減を継続する。
	(4) 公用車燃料の使用量削減	⑥公用車燃料（ガソリン）の使用量を平成17年度比3%以上の削減を図る。
		⑦公用車燃料（軽油）の使用量を平成17年度比3%以上の削減を継続する
(5) その他燃料の使用量削減	⑧灯油の使用量を平成17年度比10%以上の削減を継続する。	
3. 新エネルギーの導入	(6) 太陽光発電の導入	⑨太陽光発電量、目標値を500kwとして町内啓発活動を進める。 (5Kw×20戸×5年)
	(7) バイオマスエネルギーの導入	⑩バイオマスエネルギー機器の導入目標値30機として町内啓発活動を進める。 (6基×5年)

(2) 温室効果ガス削減目標

重点項目	行動目標	平成29年度目標
1. 温室効果ガス削減	(1) 温室効果ガスの削減	上記に示した実行目標の達成により、平成17年度比二酸化炭素の排出量を23%以上削減する。

第3節 具体的な取組

実行目標を達成するために行政、事業者、住民は各自の役割を担うとともに、協力して、次に示す重点取組を着実に実践するとともに、各所属等で工夫し、自主的かつ積極的な取り組みをすることとします。

【重点取組】

- ① 率先実行研修等
 - ◇ 職場研修（温暖化、省エネ、エコドライブ等）の充実を図る。
 - ◇ 環境月間（6月）や温暖化防止月間（12月）前後は率先実行計画取組強化月間と位置づけ、各所属が工夫して取り組む。
- ② 省エネ施設への転換
 - ◇ ESCO 事業（＝建物の省エネルギー改修に係る全ての経費を、光熱水費の削減分で賄う事業）の導入を検討。
 - ◇ 必要な施設や住宅は省エネ診断を受け、太陽光発電、木質バイオマスを利用するストーブなど省エネ設備の導入を検討。
 - ◇ 新築住宅建設時に「次世代省エネルギー基準」に適合した建築に努め、既存住宅のリフォームの際には住宅の省エネ化に努めます。

1. 行政の 事務及び事業の執行、事業所、家庭での取組

(1) 用紙等使用量の節減

【紙を使う前に】

- ① 庁内LANや文書管理システムの活用を徹底し、紙ベースでの文書の削減を図る。
- ② 掲示板、回覧板等の利用を図る。
- ③ 個人ごとの資料保管はやめて、可能な限り資料の共有化を図る。
- ④ 会議ではプロジェクターやパソコン等を活用するなど、資料の削減に努める。
- ⑤ 会議文書については封筒を極力使用しないこととし、やむを得ず使用する場合は、使用済み封筒の再使用に努める。

【紙を使うときは】

- ① 紙による情報提供が有効な場合でも、文書の通知先やパンフレット、ポスター等の配布先を検討し、配布部数は必要最小限とする。
- ② 会議資料、決裁文書等の作成にあたってはできるだけ1枚の文書におさめることとし、紙の節減を図る。
- ③ 画面印刷、両面コピー、縮小・集約コピー、ミスコピーの裏面利用を徹底する。
- ④ コンピュータシステムの再構築や新規導入にあたっては、出力帳票や紙類ベースの文書等を削減できるように改善する。
- ⑤ 不必要なファックス送信状や添書の省略をする。

【再生紙の利用】

- ① コピー用紙は、特殊な場合を除き、すべて古紙配合率100%、白色度は70%程度のものを利用する。

(2) 電気使用量の節減とエネルギーの有効活用

【冷暖房】

- ① 個別に電気冷暖房の温度設定可能な部屋では、設定温度を冷房時は28℃、暖房時は20℃にすることを徹底するとともに、使用後は必ずスイッチを切る。
- ② 冷暖房機器の稼働日数及び1日の平均時間を平成17年度対比で5%短縮する。
- ③ エアコンフィルターの掃除をこまめにする。
- ④ 冷房時には、カーテン、ブラインド、緑のカーテン等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。

【電気製品】

- ① 電気ポット、冷蔵庫、テレビなど電気製品の削減を図る。
- ② 電気ポットの1日の使用時間を限定し魔法瓶タイプに貯湯する。
- ③ 冷蔵庫は壁から一定の距離を置いて設置する。
- ④ 冷蔵庫に物を詰め込み過ぎないようにする。

【照明】

- ① 使用しない部屋、始業前、昼休みにおける消灯の一層の徹底を図る。
- ② 廊下、階段の照明は、使用者の支障にならない範囲で消灯に努める。
- ③ トイレや湯沸室の照明は、支障のない範囲で消灯に努める。
- ④ 日中はできるだけ自然光のとり入れに努め、窓側及び廊下の照明を適時消灯するなど、省エネに努める。
- ⑤ 照明器具の利用にあたっては、設備場所の工夫や清掃等に努める。

- ⑥ 照明ランプの適正な時期での交換を実施し省エネタイプのLEDランプ等のトランナーとする。
- ⑦ 消し忘れ防止のために自動点滅タイプの照明の導入を検討する。

【OA機器】

ワープロ、パソコン、コピー機等のOA機器やテレビ等について、低電力モード、省エネタイプの機器の導入など省電力化に努めるとともに、昼休み等の使わない時には主電源を切る。

- ① 事務機器、テレビ等の利用にあたっては、置き場所の工夫や清掃等に努める。
- ② パソコンの調達の際は、エネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイの導入を図る。
- ③ OA機器の更新の際には、プリンター・コピー・FAXは一体型などの省エネ型の導入に努める。
- ④ LANの活用によりプリンターなどの周辺機器の共有化を図る。

(3) 水使用量の節減と資源の有効活用

- ① トイレでの2度流し、洗面所での水の流しっぱなし等をやめ、節水に努める。
- ② 食器洗いに際しては、洗い桶に水をためて洗うなどの工夫を行い、節水に努める。
- ③ 家庭での入浴は間隔をあけずに使用する。

(4) 車両燃料使用量の節減

【環境に配慮した運転に心がける】

- ① 車両を使用する際は、待機時にエンジンを停止するなど、アイドリング・ストップを実施するとともに、急発進、急加速をしない、早めのアクセルオフ等、省エネ運転に努める。
- ② 自動車のタイヤ空気圧調整、不要な荷物は積まない等、適宜適切な整備の励行を図る。

【低公害車・低燃費車の調達】

- ① 車両の更新の際は、低公害車・低燃費車を調達するよう努める。

(5) 庁舎、事務所、住宅用燃料等の節減

- ① 冷房時には、カーテン、緑のカーテン、ブラインド等を利用して日射を防止し、冷房効率の向上を図る。
- ② ガス瞬間湯沸器の種火は、使用時以外は消す。

(6) 事業所での取組

- ① 水銀灯を高能率の照明器具に取り替える。
- ② 照明ランプの適正な時期での交換を実施し省エネタイプのLEDランプ等のトップランナーとする。
- ③ 標準変圧器をトップランナー式の変圧器に取り替える。
- ④ インバーター型コンプレッサーに取り替える。
- ⑤ ボイラーの燃焼空気比を1.6から1.2に調整する。
- ⑥ 配管類の漏れを修理する。
- ⑦ 製造ライン毎に電力計等計測装置設置し、省エネ活動を実施する。

(7) ごみ排出量の削減

【家庭、事業所からのごみ排出量を削減する】

- ① 事務用品、備品等の長期使用を心がけるとともに、故障等の際には修繕に努め、再使用を図る
- ② 使わなくなった備品等の有効活用を図るため、各機関相互での管理替え等を促進する。
- ③ 家庭や飲食サービス事業所からのゴミは水を切り分別収集とする。
- ④ 生ゴミの発生の削減（コンポスト等により肥料化しゴミを削減する。）
- ⑤ 買物袋を持参しゴミ袋の削減を行う。

(8) 循環型社会（3R）の推進

【用紙類】

- ① 使用済み封筒は、資料袋等への再利用に努める。

【その他】

- ① 町内での不要備品等のリサイクル情報をCATV等により提供しリサイクル化を図る。
- ② ペットボトルの回収を積極的に行いリサイクル化を図る。

2. 製品やサービスの調達にあたっての取組

- ① 製品やサービスを調達する際には、その物品が本当に必要かどうかを十分に検討するとともに、必要かつ適正な量を適切なタイミングで調達する。
- ② 環境負荷の少ない製品やサービスを調達する。
- ③ 資源やエネルギーの消費が少ない製品やサービスを調達する。
- ④ 長期使用が可能な製品を調達する。

- ⑤ 再使用・リサイクルが可能な製品を調達する。
- ⑥ 再生された素材や再使用された部品を多く利用している製品を調達する。
- ⑦ 処理や処分が容易な製品を調達する。
- ⑧ 環境保全に積極的な事業者により製造され、販売されている製品・サービスを調達する。
- ⑨ 物品の計画的な購入と適正管理に努める。

3. 庁舎、事業所の管理等にあたっての取組

【緑化】

- ① 建物内や緑地、歩道及び側溝等の管理を適切に行い、敷地周辺地域の美化に努める。
- ② 既存施設においても、オープンスペースの緑化に努める。
- ③ 緑化にあたっては、現地の特性に配慮した樹木等を選択する。

【環境汚染防止への配慮】

- ① 環境汚染物質等の排出の削減や適正な処理が図られるよう設備の維持管理を行う。
- ② ばい煙発生施設の適切な運転管理を行うとともに、燃料等の改善を通じ、ばいじん、NOx、SOx、CO₂等の排出量の削減に努める。
- ③ 既存の建物の改修・解体時において、アスベストやフロンなどの適正処理に努める。

4. 職員、住民に対する研修及び情報提供の推進

(1) 環境研修の実施

- ① 職員の環境保全意識の向上を図るため、環境に関する研修を実施する。
- ② 環境に関する研修やシンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を促進する。
- ③ 職員研修に環境（温暖化、省エネ、エコドライブ等）を必須項目にする。
- ④ 地球温暖化防止活動推進委員会を中心に住民と共に環境問題の研修を行う。

(2) 情報提供

- ① 庁内LAN等を利用し、職員に対して環境に関する情報を提供する。
- ② ケーブルテレビ等を利用し住民に対して環境関係情報を提供する。

(3) 環境保全活動への参加の促進

- ① 環境保全活動及び研修会等へ職員が参加しやすい職場づくりに努める。
- ② 環境月間（6月）や温暖化防止月間（12月）前後は取組強化月間と位置づけ、職員、住民への啓発等工夫する。

(4) 委託・請負業者への環境教育・環境情報への提供

- ① 委託業者や請負業者に対する環境に関する研修や講演会への参加の呼びかけや情報提供に努める。

5. その他

- (1) 町主催のイベント等の環境配慮の取組を促進する。(マイ箸、マイ器等)
- (2) 公共工事における環境配慮については、「島根県公共工事環境配慮指針」に基づき、適切に対応する。

第4節 計画の推進と進行管理

・国、県等との連携による推進

国や県、他の自治体と積極的な情報交換や、連携した施策を展開するなど、地球温暖化対策に向けた取り組みが広域的に進むよう推進を図ります。

・推進体制の整備

計画の推進にあたっては、「住民」「事業者」「行政」の協働が必要です。その協働を進めるため、飯南町地球温暖化対策地域協議会を設置し地球温暖化の現状や対策の実施に必要な情報等の交換を行うとともに温室効果ガス排出量の削減に向けて啓発活動を進め施策が効果的に進むよう努めていきます。

また、各年度の温室効果ガス削減実績を町広報やホームページで公表するとともに、計画の柱である省エネルギーの促進対策については、行政は庁内省エネルギーを各課に配置し、取り組みの推進を図ります。

・データの収集、評価(毎年度)

各年度のデータを各課の省エネルギーが収集し、住民課担当者において取りまとめ、評価を毎年度実施するものとする。

・計画の見直し

国内外の動向を踏まえたうえで、温室効果ガスの排出状況や温暖化対策の進捗状況や飯南町の年度ごとの実績を勘案し、計画期間中であっても必要に応じて計画を見直します。